

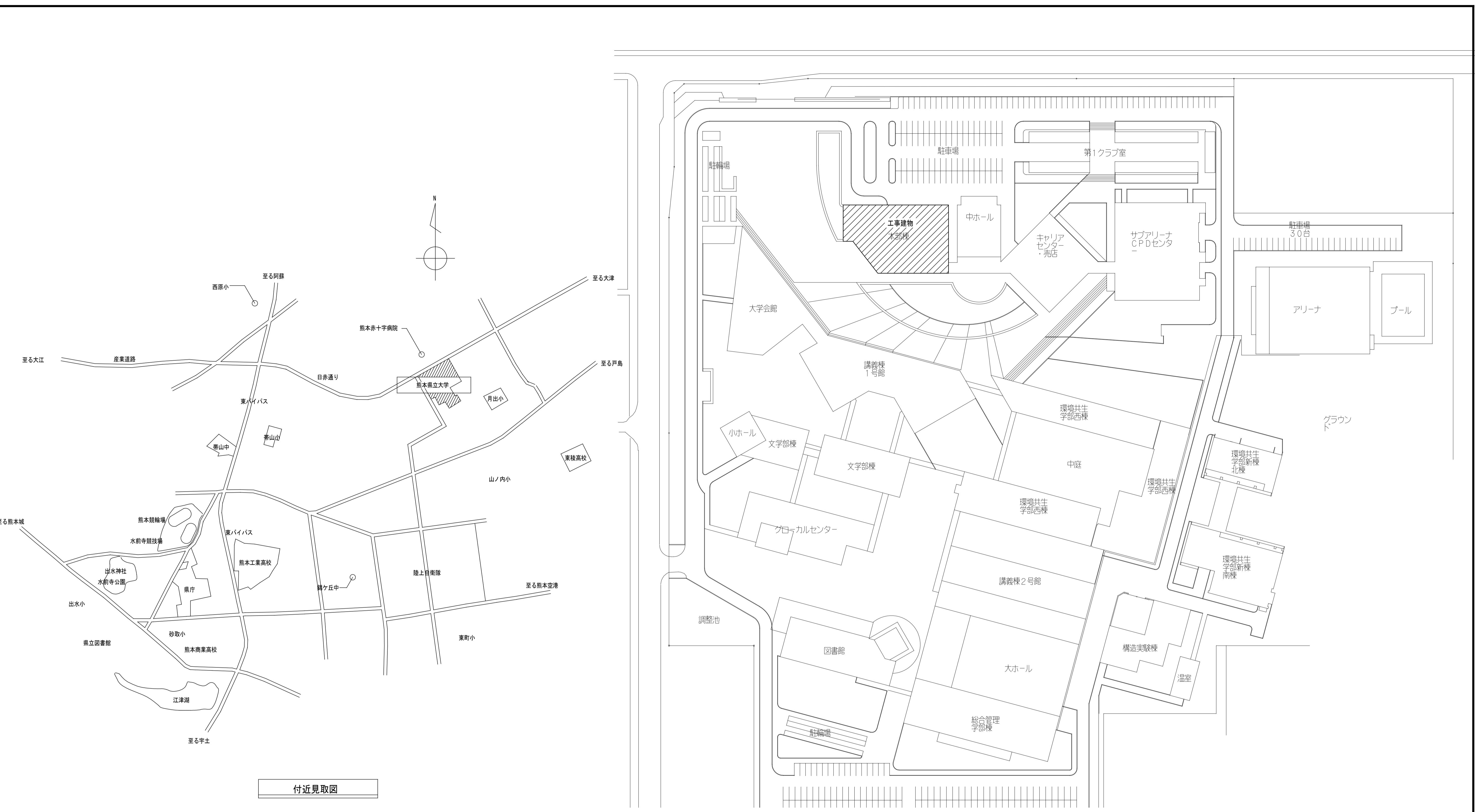
# 熊本県立大学本部棟電話交換設備改修工事

図面番号	図面名称	SCALE
E-01	電気設備工事特記仕様書(その1)	—
E-02	電気設備工事特記仕様書(その2)	—
E-03	付近見取図・配置図	1/600
E-04	電話交換設備仕様書(1)	—
E-05	電話交換設備仕様書(2)	—
E-06	電話機更新一覧表	—
E-07	本部棟 2階平面図	1/100

## 電気設備工事特記仕様書

I 工事概要							II 特記事項							III 工事仕様														
1 工事名称		熊本県立大学本部棟電話交換設備改修工事					1 本工事の契約は、図面及び仕様書に記載するものとし、添付の工事内訳書は参考とする。		2 国面及び仕様書に記載されている製造所及び商品名は、製品の程度を示すものである旨を示す。					3 契約締結後工事は速やかに提出すること。現場代理人及び主任(監理)技術者通知書には、受注者に所属し、かつ、必要資格を有することが確認できる書類を添付すること。		4 建設業振興扶助制度の「掛金取扱書」及び建設労災補償制度の「加入証明書」(亨)もしくは労働災害使用者賠償責任保険等加入を証する書類を契約後1月以内に提出すること。			5 特記仕様書に記載されている監督員の承諾、監督員との協議等の要領については、工事監理要領に定めるところによる。		6 使用材料及び下請業者について、県産材、県内企業及び外國企業の採用に努めること。なお、県産材、県内企業及び誇張企業とは、以下に該当するものをいう。		(1) 県産材とは、県内で生産、生産又は製造されたもののこと。		(2) 県内企業とは、県内に主なる営業所を置く建設事業者をいう。		(3) 誇張企業とは、県内に誇張された企業をいう。	
2 工事場所		熊本市東区月出三丁目1番100号 地内					7 本工事は電子機器品対象工事とする。		8 動力工具等による不當要求又は工事妨害(以下「不当介入」といふ。)を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行なう。修正に対する ① 不当介入を受けた場合は、該当してこれを拒否し、不当介入があつた時点に速やかに管轄監察官へ通報し、検査上必要な協力を行うこと。 ② 故意に通報等を行なった内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。					9 動力工具等による不當要求又は工事妨害(以下「不当介入」といふ。)を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行なう。修正に対する ① 不当介入を受けた場合は、該当してこれを拒否し、不当介入があつた時点に速やかに管轄監察官へ通報し、検査上必要な協力を行うこと。 ② 故意に通報等を行なった内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。														
3 建物概要							10 本工事は電子機器品対象工事とする。		11 動力工具等による不當要求又は工事妨害(以下「不当介入」といふ。)を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行なう。修正に対する ① 不当介入を受けた場合は、該当してこれを拒否し、不当介入があつた時点に速やかに管轄監察官へ通報し、検査上必要な協力を行うこと。 ② 故意に通報等を行なった内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。					12 本工事は電子機器品対象工事とする。		13 特別な材料の工法												
4 建物名 称		構 造		階 数		延面積 (m <sup>2</sup> )		消防法施行令別表第1区分		備 考		14 建設工事使用機械等		15 設計GL														
1 本部棟		RC		2				7項				16 既存部分等への処置		17 他工事との取合い		18 建築材料		19 化学物質の濃度測定										
2												19 既存部分等への処置		20 他工事との取合い		21 完成図		22 施工図										
3												22 既存部分等への処置		23 保全に関する資料		24 県有施設台帳		25 保険等										
4												23 既存部分等への処置		26 安全施工実施対策		27 官公庁への諸手続き等		28 施工方法										
5 建物基準法に基づき定められた風速 (V0) ( m/sec )												29 既存部分等への処置		30 既存部分等への処置		31 既存部分等への処置		32 既存部分等への処置										
6 建築基準法に基づき定められた積雪荷重 ( )												33 既存部分等への処置		34 既存部分等への処置		35 既存部分等への処置		36 既存部分等への処置										
7 地表面粗度区分 I II III IV												37 既存部分等への処置		38 既存部分等への処置		39 既存部分等への処置		40 既存部分等への処置										
8 建物項目 (電気設備工事) ○印を付したもの												41 既存部分等への処置		42 既存部分等への処置		43 既存部分等への処置		44 既存部分等への処置										
9 建物名 1 2 3 4 屋外												45 既存部分等への処置		46 既存部分等への処置		47 既存部分等への処置		48 既存部分等への処置										
10 電灯・コンセント設備												49 既存部分等への処置		50 既存部分等への処置		51 既存部分等への処置		52 既存部分等への処置										
11 電線・動力設備												53 既存部分等への処置		54 既存部分等への処置		55 既存部分等への処置		56 既存部分等への処置										
12 電熱設備												57 既存部分等への処置		58 既存部分等への処置		59 既存部分等への処置		60 既存部分等への処置										
13 雷保護設備												61 既存部分等への処置		62 既存部分等への処置		63 既存部分等への処置		64 既存部分等への処置										
14 受変電設備												65 既存部分等への処置		66 既存部分等への処置		67 既存部分等への処置		68 既存部分等への処置										
15 電力貯蔵設備												69 既存部分等への処置		70 既存部分等への処置		71 既存部分等への処置		72 既存部分等への処置										
16 電力貯蔵設備												73 既存部分等への処置		74 既存部分等への処置		75 既存部分等への処置		76 既存部分等への処置										
17 電話・構内情報通信設備												77 既存部分等への処置		78 既存部分等への処置		79 既存部分等への処置		80 既存部分等への処置										
18 電話・構内交換設備 ○												81 既存部分等への処置		82 既存部分等への処置		83 既存部分等への処置		84 既存部分等への処置										
19 映像・音響設備												85 既存部分等への処置		86 既存部分等への処置		87 既存部分等への処置		88 既存部分等への処置										
20 拍手設備												89 既存部分等への処置		90 既存部分等への処置		91 既存部分等への処置		92 既存部分等への処置										
21 誘導支援設備												93 既存部分等への処置		94 既存部分等への処置		95 既存部分等への処置		96 既存部分等への処置										
22 呼出設備												97 既存部分等への処置		98 既存部分等への処置		99 既存部分等への処置		100 既存部分等への処置										
23 テレビ共同受信設備												101 既存部分等への処置		102 既存部分等への処置		103 既存部分等への処置		104 既存部分等への処置										
24 テレビ電波障害防除設備												105 既存部分等への処置		106 既存部分等への処置		107 既存部分等への処置		108 既存部分等への処置										
25 監視カメラ設置												109 既存部分等への処置		110 既存部分等への処置		111 既存部分等への処置		112 既存部分等への処置										
26 自動火災警報設備												113 既存部分等への処置		114 既存部分等への処置		115 既存部分等への処置		116 既存部分等への処置										
27 敷石工事 ○												117 既存部分等への処置		118 既存部分等への処置		119 既存部分等への処置		120 既存部分等への処置										
5 工事項目 (機械設備工事) ○印を付したもの												121 既存部分等への処置		122 既存部分等への処置		123 既存部分等への処置		124 既存部分等への処置										
6 工事項目 (機械設備工事) ○印を付したもの												125 既存部分等への処置		126 既存部分等への処置		127 既存部分等への処置		128 既存部分等への処置										
7 建物種別及び屋外		1 2 3 4										129 既存部分等への処置		130 既存部分等への処置		131 既存部分等への処置		132 既存部分等への処置										
8 空気調和方式		ダクト方式 ( 中央・各階ユニット )		FCU方式		パッケージ方式						133 既存部分等への処置		134 既存部分等への処置		135 既存部分等への処置		136 既存部分等への処置										
9 主要熱源機器		空気熱源ヒートポンプユニット		吸収冷温水機		吸収冷温水機ユニット						137 既存部分等への処置		138 既存部分等への処置		139 既存部分等への処置		140 既存部分等への処置										
10 換気設備		パッケージ型空気調和機		マルチパッケージ型空気調和機		ガスエンジンヒートポンプ式空調機						141 既存部分等への処置		142 既存部分等への処置		143 既存部分等への処置		144 既存部分等への処置										
11 排煙設備		機械換気 ( 有・無 )										145 既存部分等への処置		146 既存部分等への処置		147 既存部分等への処置		148 既存部分等への処置										
12 自動制御設備		電気式		電子式		デジタル式						149 既存部分等への処置		150 既存部分等への処置		151 既存部分等への処置		152 既存部分等への処置										
13 給水設備		水道直結方式		高置タップ方式		( 上水・井戸・中水 )						153 既存部分等への処置		154 既存部分等への処置		155 既存部分等への処置		156 既存部分等への処置										
14 排水設備		ポンプ直送方式		( 上水・井戸・中水 )		増圧ポンプ方式						157 既存部分等への処置		158 既存部分等への処置		159 既存部分等への処置		160 既存部分等への処置										
15 消火設備		屋内消火栓 ( 1号・2号 )		屋外消火栓								161 既存部分等への処置		162 既存部分等への処置		163 既存部分等への処置		164 既存部分等への処置										
16 ガス設備		液化石油ガス										165 既存部分等への処置		166 既存部分等への処置		167 既存部分等への処置		168 既存部分等への処置										
17 注意事項		① 工事用資・機材、建設副産物等の過積載をしないこと。		② 通積載を行なっている資材納入業者から、資材を購入しないこと。		③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不正に害することの無いようにすること。		④ さし棒の装着又は物品転載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること。		⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に特別な措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体への加入者の使用の促進をめること。		⑥ 下請け契約の相手方又は資材納入業者の選定にあつては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に間接ダンプトラック等によつて質がかつ重大な事故を発生させたものを排除すること。		⑦ ①から⑥の事項につき、下請け契約における受注者を指導すること。														
III 工事仕様														IV 施工方法														
電気設備工事特記仕様書							建築士事務所 熊本県知事登録 1805 号							工事名称 熊本県立大学本部棟電話交換設備改修工事														
電気設備工事特記仕様書							株式会社 本田設計コンサルタント							図面番号 E-01														
電気設備工事特記仕様書							建築士 登録第 349038 号							図面名称 電気設備工事特記仕様書 (その1)														

章	項目	特記事項	16 幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、ブルボックス、ハンドホール等内で、円回し等により余長を確保することなお、この際はケーブルを緊縛してはならない	機器の取付高さ
○ 1 機器等の配置		設計図において機器の配置は、数量及び関係位置のみを示し、正確な位置はさらに打合せを必要とする。	○ 17 表示等	(1) プレートの表示 器具を実装しないものについては、下記の要領で用途を明示すること (電灯、動力、電話、放送、TV、火報、ベル、インターホン、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼出等) (2) 幹線の表示 強電、弱電の幹線引出口、引込口、ブルボックス及びハンドホール内の必要な箇所には、行先、回路種別及びケーブルサイズ等を明示した表示板、プレート等を設けること (3) ブルボックス及びハンドホールの表示 ブルボックスの表面に用途表示を行うこと ハンドホールの蓋には熊本県章を表示し、用途別に「高圧」「電気」「弱電」「電話」等と表示すること。	機器取付高さは下表を原則とする（ただし、総括監督員、主任監督員の指示により変更することがある）
○ 2 機材等の検査及び試験		検査及び試験を行るべき機材等は、標準仕様書によるほか、監督員の指示による。	18 接地工事	(1) 機器設備の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人建築研究所監修 2014年版)」による	4 特記事項
○ 3 関連法規等		電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者（NTT等）の内規を厳守して完全に施工すること。		(1) 接地埋設物は黄銅板製の刻記式とし、A種接地工事（柱上高圧機器を除く）、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事に設けること	
4 容量などの表示		(1) 機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする (2) 電動機出力は原則として表示された数値以下の電力とする		(2) 接地樁の材料は、下表による。（枚数及び本数は最低の値とする。）	
○ 5 耐震施工		(1) 機器設備の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人建築研究所監修 2014年版)」による		接地樁の種類 記号 鋼板 接地棒	
		① 設計用水平地盤力 機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、下表による。※地域係数 Z=1.0 としている 周部震度法による建築設備機器の設計用標準水平震度 (Ks) ※該当する施設に○をつけること		共同 E <sub>A,B,D</sub> 1枚 2本	機器取付高さ
		耐震安全の分類		A種接地工事 E <sub>A</sub> 6本	名 称 地上～ 中心 約 1,800～約 2,000
		設置場所 機器類 電気配線 ケーブル 発電設備 機器類 電気配線 ケーブル 発電設備 配管等		B種接地工事 E <sub>B</sub> 2本	引込開閉器 床上～ 中心 約 1,800～約 2,200
		上層階、屋上及び塔屋 2.0 12m以内ごとにA種耐震支持 1. 5 12m以内ごとにA種又はB種耐震支持 A種耐震支持		C種接地工事 E <sub>C</sub> 6本	分電盤 床上～ 中心 約 1,500～約 2,100
		中間階 1. 5 12m以内ごとにA種耐震支持 1. 0 12m以内ごとにA種又はB種耐震支持 A種耐震支持		D種接地工事 E <sub>D</sub> 1本	プラケット 洗面器 鏡上 約 100
		1階及び地下階 1. 0 12m以内ごとにA種耐震支持 0. 6 12m以内ごとにA種又はB種耐震支持 A種又はB種耐震支持		スイッチ 一般 床上～ 中心 約 2,000～約 2,500	階段踊場 床上～ 中心 約 2,000～約 2,500
		※ 上層階の定義は次による		住宅 一般 床上～ 中心 約 1,100	屋外 床上～ 中心 約 1,500
		建物階数 上層階 建物階数 上層階 建物階数 上層階		コンセント 台上 土間 畳 床上～ 中心 約 400～約 800	コンセント 台上 土間 畳 床上～ 中心 約 200
		2~6階建 最上階 10~12階建 上層3階		手元開閉器 床上～ 中心 約 1,500	手元開閉器 床上～ 中心 約 1,500
		7~9階建 上層階 13階建 上層階		壁掛型制御盤 消火栓表示灯 端子盤 保安器ボックス 電話位置ボックス壁、テレビ端子 受信機、副受信機（壁掛型） 分布型感知器 発信機 表示灯 ベル 感知器試験機 呼出ブザー トイレ呼出ボタン 押ボタン インターホン（壁掛） 子時計 警報盤 壁掛音量調節器 スピーカー 表示器	壁掛型制御盤 消火栓表示灯 端子盤 保安器ボックス 電話位置ボックス壁、テレビ端子 受信機、副受信機（壁掛型） 分布型感知器 発信機 表示灯 ベル 感知器試験機 呼出ブザー トイレ呼出ボタン 押ボタン インターホン（壁掛） 子時計 警報盤 壁掛音量調節器 スピーカー 表示器
		② 設計用鉛直地盤力 設計用水平地盤力の1/2とし、水平地盤力と同時に働くものとする		接地棒鋼板 : 1.5t×900°	機器取付高さ
		③ 軽量機器等の耐震施工 重量1kN以下の軽量な機器の耐震支持については、本指針に準拠あるいは同等な設計用地盤力を耐える方法で設計・施工されることを推奨する。ただし、耐震支持の詳細は、軽量であることを考慮し、支障される上面スラブ、壁、床などが地震によって生じる力に十分耐えるように検討されている必要がある		接地棒 : 14φ×1,500L（一般用）	名 称 地上～ 中心 約 1,100
		④ 設計用鉛直地盤力 設計用水平地盤力の1/2とし、水平地盤力と同時に働くものとする		: 10φ×1,000L（外灯）	台 上 約 400～約 800
		⑤ 軽量機器等の耐震施工 重量1kN以下の軽量な機器の耐震支持については、本指針に準拠あるいは同等な設計用地盤力を耐える方法で設計・施工されることを推奨する。ただし、耐震支持の詳細は、軽量であることを考慮し、支障される上面スラブ、壁、床などが地震によって生じる力に十分耐えるように検討されている必要がある		: 10φ×1,000L（測定補助用）	畳 約 400
		⑥ 配管工事	19 照明器具の接地	接地棒 : 10φ×1,000L	床 上 約 1,500
		(2) 建物への配線引込部について地盤変位の想定沈下量は、 (-0.2m以下 -0.6m以下 -1.0m以下)とする		接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		(1) 特に指示なき電線管はねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とすること。 (2) 一区間の長さが30mを超える場合及び施工に必要な場合は、特に図示してなくとも中継ボックスを設けること (3) 予備配管には、1.6mm/m以上のビニール被覆銅線を入線すること	20 避雷器	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		構内及び構外舗装	21 LED制御装置	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		6 配管工事	22 外灯設備	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		7 構内及び構外舗装	23 照度測定	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		8 埋設テープ	24 キューピカル型受電設備	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		9 屋外の支持金物等	25 通信・情報設備	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		10 配管塗装	26 インターホン設備	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		11 環境に配慮した電線採用	27 音響設備	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		電線記録	28 テレビ共同受信設備	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		従来記録	29 電気時計設備	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		特記なき場合は電線及びケーブルについて、EM（エコマテリアル）ケーブルを使用すること	30 消火ポンプ起動	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		対応する記号及び規格名称	31 壁貫通	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		従来記録	32 あと施工アンカー	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		IV IE 600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線	33 改修工事	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,100
		IV IC 600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線	34 発生材の処理等	接地棒 : 10φ×1,000L (測定補助用)	床 上 約 1,500
		VVR EE 600V×2芯×1.5mm <sup>2</sup> 絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (平形)			
		VVF EEF 600V×2芯×1.5mm <sup>2</sup> 絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル (平形)			
		CV CE 600V×2芯×1.5mm <sup>2</sup> 絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		CCV CCE 制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		CV-T CE-T TKEEE 耐燃性ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		TKEEE 耐燃性ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		TIEF TIEF 耐燃性ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		EBT EM-EBT 電子ポータブル電話用ケーブル			
		AE EM-AE 警報用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		HP NH-HP 小勢力回路用耐熱電線			
		CPEV CPEE 市内対応ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		FCPEV FCPEE 著色識別ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル			
		12 配電盤及び操作盤			
		(1) 配分電盤及び操作盤（以下、盤といふ）は、監督員の指定する色（既製品を除く）にて焼付け塗装すること (2) 電灯分電盤については中枠及び開戸式を開けるものとし、盤内配線の主幹と分歧開閉器間は銅帯とすること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない (3) 盤には、二重天井の場合、監督員の指示する大きさの予備配管を2本以上天井内まで立上げ、エンドカバー又はラッピングを設けること (4) 銅板等は製造者及び請負者の連絡先を入れること (5) 積算電力量計について、特記なき場合は検定付与すること (6) ドア裏面の出電部が露出する部分は原則感電防止の処置を施すこと (7) 屋内設置の外側膜厚は、(・30μm以上・40μm以上・90μm以上)とする 屋外設置の外側膜厚は、(・60μm以上・90μm以上・120μm以上)とする			
		塗装及び予備配管は、「特記事項12の配分電盤及び操作盤」と同様とする			
		位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、金属製とする			
		(1) フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする (2) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付きとする (3) 特記なきスイッチはワイヤースイッチとする			
		13 端子盤及び保安器箱			
		14 ボックス等			
		15 配線器具等			



付近見取図

配置図 1/600

工事名称	熊本県立大学本部棟電話交換設備改修工事	株式会社 <b>本田設計コンサルタント</b> 熊本市東区戸島1丁目13番58号 (代)TEL 380-3633 FAX 380-3613	熊本県知事登録 第1805号 一級建築士 本田直也 第349038号	縮尺 A1:1/600 A3:1/1200	日付 2019.8	図面名称 付近見取図・配置図	番号 E-03	印
------	---------------------	---	---------------------------------------	--------------------------	-----------	----------------	---------	---

# 電話交換設備仕様書

## 1. 一般事項

- 1) 本工事は、電気通信事業法等に定める諸規則、及び国土交通省標準仕様書に基づき施工すること。
- 2) 本工事に必要な電気通信事業者への申請手続き等は、すべて請負業者において代行するものとする。

## 2. 交換機仕様

- 1) 構造 壁面設置自立型
- 2) 交換方式
  - ①制御方式 蓄積プログラム制御方式
  - ②通話路方式 時分割PCM方式
  - ③応答方式 ストレートラインDI方式・ダイヤルイン方式  
ダイレクトインダイヤル方式・ダイレクトインライン方式  
分散応答方式

- 3) 装置構成
  - ①処理装置 64bit以上のマイクロプロセッサ

- 4) 電源装置
  - ①入力電源 AC100V±10V/AC200V±20V
  - ②蓄電池 停電補償3時間以上

- 5) 環境条件
  - ①温度 0~40°C
  - ②湿度 25~85% (結露のないこと)

## 6) 回線容量

種別	使用	実装	容量
局線回路 (PRI:ひかり電話オフィスA用) *1	1	1	768ポート以上
局線回路 (COT)	2	8	
デジタル内線回路 (多機能電話機用)	26	32	
アナログ内線回路 (一般電話機、内線FAX用)	411	496	

\*1. ひかり電話オフィスAは20ch150番号の契約で、ひかり電話対応アダプターはNTTのレンタル品

- 7) 機能
  - ①短縮ダイヤル
  - ②リダイヤル
  - ③ピックアップ
  - ④コールウェイティング
  - ⑤不在転送
  - ⑥内線毎サービスクラス
  - ⑦ナンバーディスプレイ対応
  - ⑧内線毎発信者番号通知
  - ⑨リモートメンテナンス

## 8) 番号計画

種別	番号	備考
局線発信	『0』	又は外線ボタン
局線応答	『8』	又は外線ボタン
内線相互接続	『××』・『×××』	2桁もしくは3桁
短縮ダイヤル	特番+『×××』	又は機能ボタン
コールピックアップ	『#』	又は機能ボタン

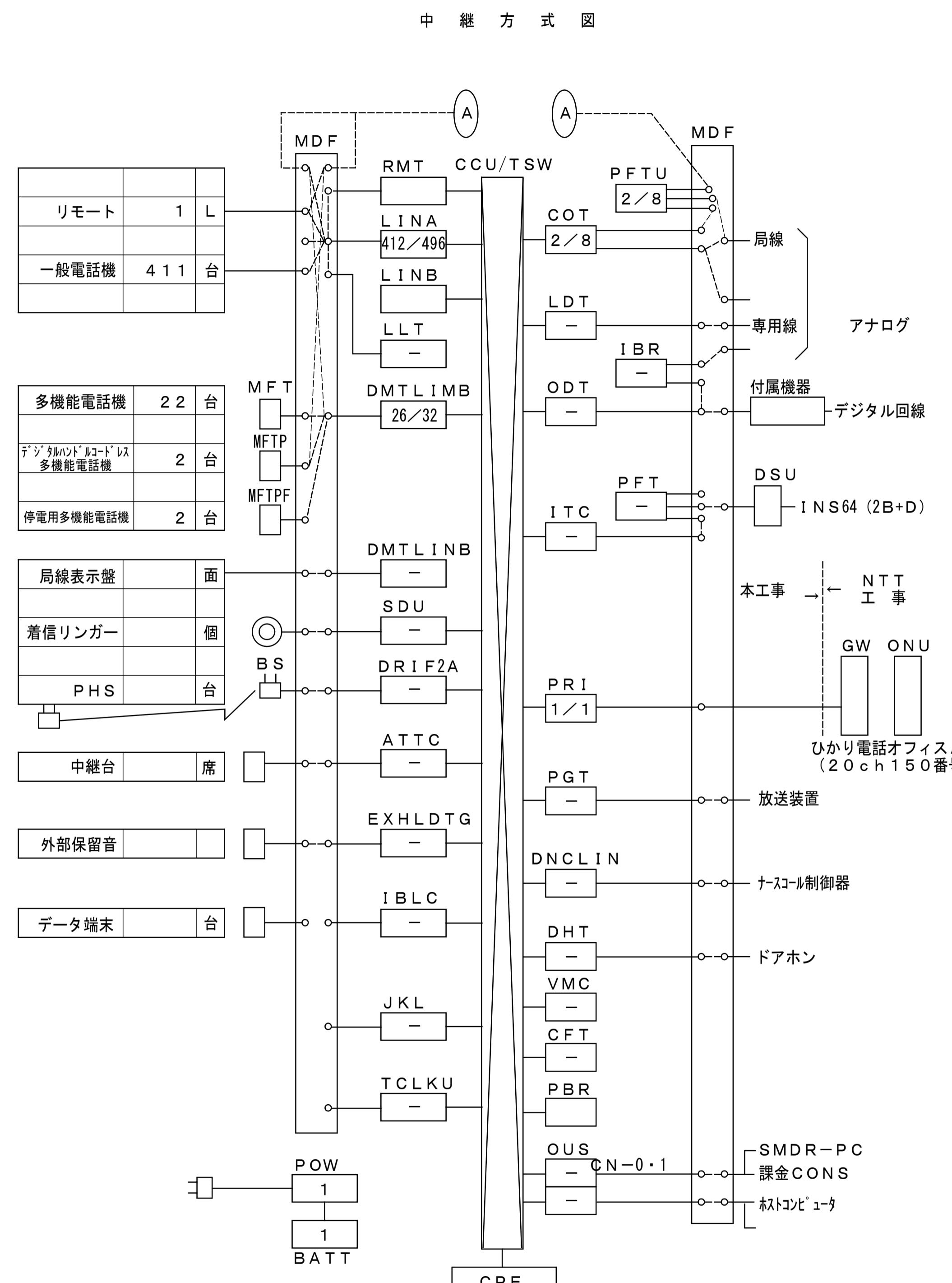
## 3. 端末機器

- 1) 電話交換機本体 1式
- 2) 停電用多機能電話機 2台
  - \* アナログ回線対応
  - \* ボタン24個以上
- 3) 標準多機能電話機 22台
  - \* ボタン24個以上
- 4) デジタルハンドルコードレス電話機 2台
  - \* ボタン24個以上
- 5) 一般電話機 (内線FAX含む) 既設品使用
- 6) 無停電電源装置 1台
  - \* ONU・ひかり電話対応アダプターのバックアップ(3時間)

## 5. 工事仕様

- 1) 注意事項
  - ①監督員と協議のうえ、工事を行うこと。
  - ②交換機の据付にあたっては、耐震性を考慮すること。
  - ③落雷対策を考慮し、工事にあたること。

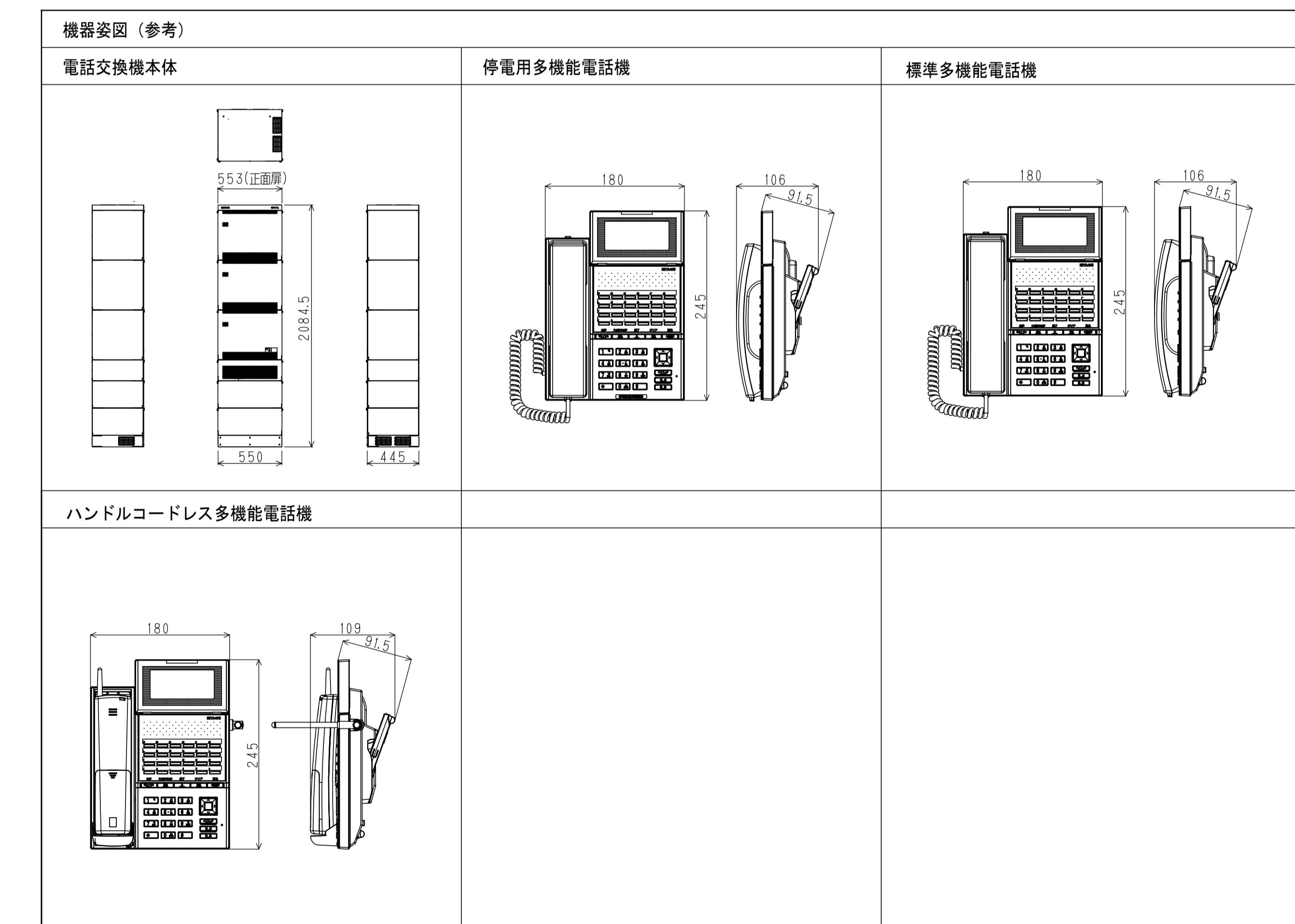
6. 中継方式図



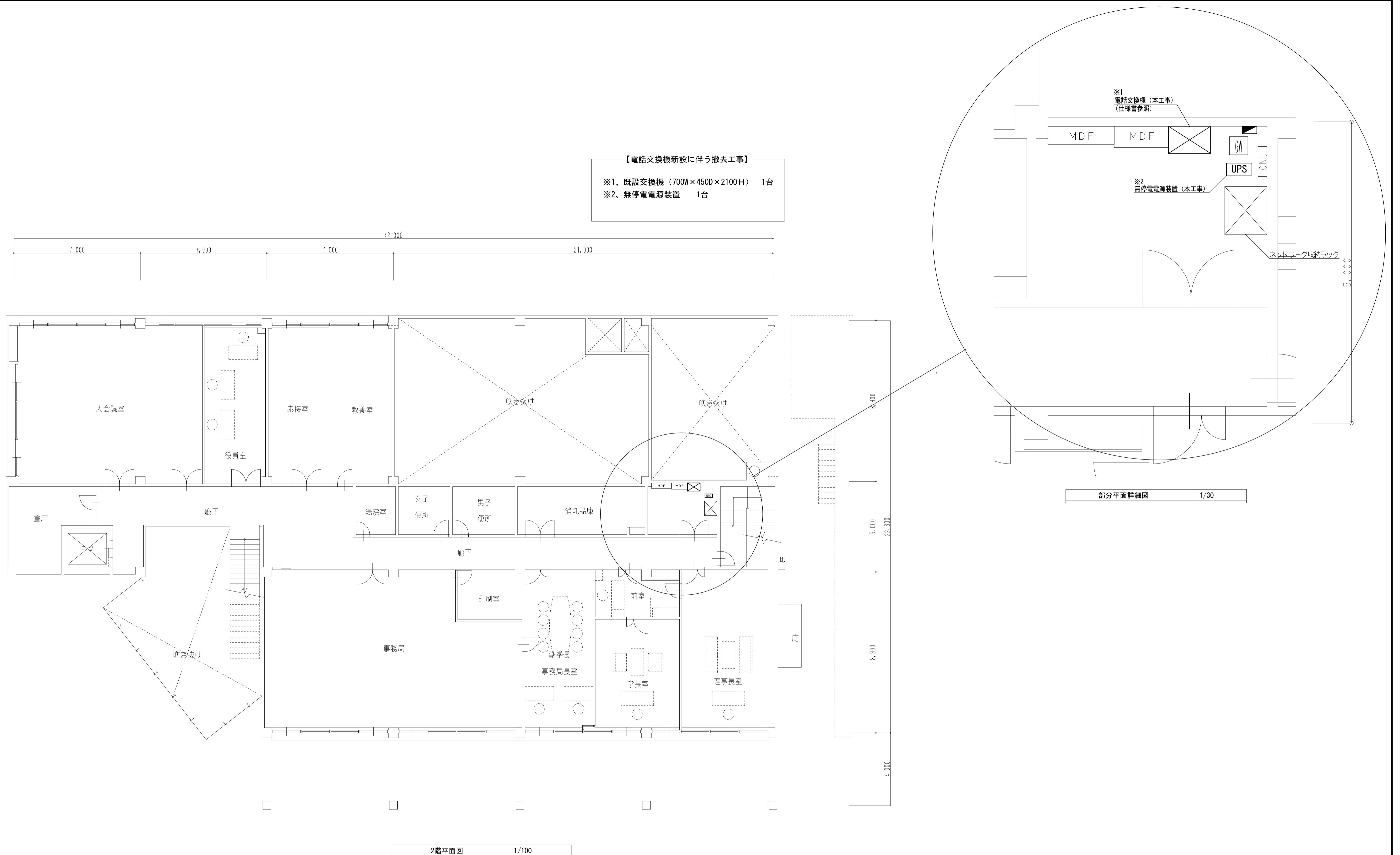
中継方式図の略号

略号	名称	略号	名称
RMT	リモートメンテナンス用トランク	PFTU	電源障害ユニット(アナログ回線用)
LINA	一般電話機ラインユニット	LDT	LDTトランク
LINB	一般電話機ラインユニット(リバース回路付)	IBR	インバンドリング
LLT	長距離内線トランクユニット	ODT	ODトランク
DMTLINB	デジタル多機能電話機ラインユニット	ITC	Iインターフェーストランク回路
SDU	信号分配装置	IP T	IPトランク
DRIFF2A	デジタルコードレスインターフェース	PGT	ページングトランク
ATTC	中継台コントローラ	DNCLIN	デジタルナースコールラインユニット
EXHLDTG	外部保留音源ユニット	DHT	ドアホントランク
IBLC	Iインターフェースライン回路	VMC	音声案内ユニット
JKL	JKLユニット(アラーム出力用)	CFT	会議トランク
TCLKU	クロック同期ユニット	PBR	PB信号受信器
CCU	中央処理装置	OUS	課金/端末接続装置

6. 機器姿図



【電話機更新一覧表】				
内線番号	建物	階数	名称	端末種別
				停電用多機能電話機 標準多機能電話機 コードレス多機能電話機
200	本部棟	2階	理事長	○
205	本部棟	1階	学生支援課	○
207	本部棟	1階	教務班	○
212	本部棟	1階	守衛室	○
215	本部棟	1階	入試班	○
216	文学部棟	1階	保健センター	○
217	本部棟	1階	教務入試課	○
218	本部棟	1階	入試班	○
220	本部棟	2階	学長	○
221	本部棟	2階	事務局長	○
222	本部棟	2階	事務局次長	○
225	本部棟	2階	企画調整室	○
226	本部棟	2階	総務班	○
230	本部棟	2階	財務班	○
232	本部棟	2階	財務班	○
234	本部棟	2階	総務班	○
235	本部棟	2階	秘書室	○
238	本部棟	2階	総務班	○
240	本部棟	2階	財務班	○
260	本部棟	2階	副学長	○
268	本部棟	2階	総務班	○
310	図書館	1階	受付	○
332	図書館	1階	事務室	○
354	文学部棟	1階	保健センター	○
515	グローカルセンター	1階	地域連携政策センター	○
608	総合管理学部棟	1階	情報基盤管理室	○
合 計		2	22	2



工事名称	熊本県立大学本部棟電話交換設備改修工事	株式会社 <b>本田設計コンサルタント</b>	熊本市東区戸島1丁目13番58号 (代)TEL 380-3633 FAX 380-3613	熊本県知事登録 第1805号 一級建築士 本田 直也 第349038号	縮尺 A1:1/100 A3:1/200	日付 2019.8	図面名称 本部棟 2階平面図	番号 E-07	印
------	---------------------	-------------------------	--	--	----------------------	-----------	----------------	---------	---